

# 山梨県立大学特定行為研修実施規程

(令和8年4月1日制定 大学第2504号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学（以下「本学」という。）が実施する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(特定行為研修の目的)

第2条 特定行為研修は、特定行為に係る実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能を習得し、特定行為研修を履修する者（以下「履修生」という）が、地域医療の中で医療専門職と協業しながら、患者の生命、生活の質向上に向けて活動できる実践能力を獲得することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、保健師助産師看護師法その他関係法令（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

(研修科目及び研修時間)

第4条 特定行為研修の科目及び研修時間は、別表第1のとおりとする。

(管理委員会)

第5条 特定行為研修の実施及び管理に関し、必要な事項を審議するため、山梨県立大学特定行為研修管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研修期間)

第6条 研修期間は、原則として1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により研修期間内に研修を修了できない者については、管理委員会の議を経て、1年を上限として研修期間を延長することができる。

(受講資格)

第7条 特定行為研修を受講できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 応募時において看護師の免許取得後、通算5年以上の看護実務経験を有すること。
- (3) 当該者が所属する施設等の所属長の推薦を有すること。
- (4) 特定行為研修修了後も特定行為を通して医療の発展と社会貢献に寄与する意欲があること。

(出願)

第8条 特定行為研修を受講を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の書類を学長に提出するものとする。ただし、共通科目のみの出願はできない。

- (1) 特定行為研修受講申請書（第1号様式）
- (2) 履歴書（第2号様式）
- (3) 受講志願理由書（第3号様式）
- (4) 推薦書（第4号様式）
- (5) 看護師免許証の写し
- (6) その他学長が必要と認めるもの

(既修得科目履修免除等)

第9条 特定行為研修（他機関が実施したものを含む。）を修了しており、前条に規定する出願に当たって共通科目の履修の免除を受けようとする志願者は、出願時に既修得科目履修免除申請書（第5号様式）に当該特定行為研修の修了証を添えて申請するものとする。ただし、出願時に他機関で研修中であり、本学が実施する研修の開始までに修了する見込みである者は、修了見込証明書（任意様式）を添えて申請の上、本学が指定する

期日までに修了証を提出するものとする。

2 前項に規定する申請があったときは、管理委員会において、共通科目の履修免除の可否を決定する。

3 学長は、前項の規定により共通科目の履修免除が認められたときは、別表第2に定める共通科目の受講料の全額を免除するものとする。

(審査)

第10条 特定行為研修の受講の可否は、志願者から提出された書類により審査し、管理委員会の議を経て、学長が決定する。

2 学長は、前項の規定により受講の可否を決定したときは、志願者に対して特定行為研修に係る履修生選考結果通知書(第6号様式)を交付するものとする。この場合において、受講を可とした志願者が前条の規定により既修得科目履修免除等を申請していた場合は、共通科目の履修免除の可否を併せて通知するものとする。

(審査料及び受講料)

第11条 志願者は、指定期日までに別表第2に定める審査料を納入しなければならない。

2 前条で受講を許可された者は、受講を許可された科目について別表第2に定める受講料を本学が指定する期日までに納入しなければならない。

3 既納の審査料及び受講料は、特別な事情があると認められる場合を除き、返還しない。

(指示の遵守)

第12条 履修生は、誓約書(第7号様式)を学長に提出した上で、研修責任者及び指導者の指示に従うとともに、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(研修の中断及び再開)

第13条 特定行為研修を中断しようとする履修生は、研修中断申請書(第8号様式)を原則として中断の1か月前までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により研修中断申請書の提出があった場合は、管理委員会の議を経て、研修の中断の可否を決定する。

3 研修の中断を認められている履修生が、研修を再開する場合は、研修再開申請書(第9号様式)を、再開を希望する日の1か月前までに学長に提出しなければならない。

4 学長は、前項の規定により研修再開申請書の提出があった場合は、管理委員会の議を経て、研修の再開の可否を決定する。

5 学長は、研修の中断を認められている履修生が、第6条に定める研修期間(延長が認められた場合は、当該認められた期間)内に研修の再開を申請しない場合及び研修の再開が認められなかった場合は、当該履修生の研修を中止するものとする。

(評価)

第14条 履修生の評価は、法令等で科目ごとに定められた評価方法により行う。

2 成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語で評し、S、A、B及びCを合格とする。

(再試験)

第15条 学長は、やむを得ない事情により筆記試験又は実技試験を受けられなかった履修生又は前条に規定する評価がDであった履修生に対して、再試験を行うことができる。

(修了の認定)

第16条 学長は、次に掲げる要件の全てを満たした履修生について、管理委員会の議を経て、特定行為研修の修了を認定する。

(1) 共通科目を全て履修し、かつ、筆記試験及び実習の観察評価において合格すること。ただし、第9条の規定により共通科目の履修免除が認められた場合は、この限りでない。

(2) 修得を目指す区分別科目を全て履修し、かつ、筆記試験、実技試験及び実習の観察評価において合格すること。

(3) 修了試験の各教科目において合格すること。

2 学長は、前項の規定により修了を認定した履修生に対し、看護師の特定行為研修修了証

を交付するものとする。

3 学長は、看護師の特定行為研修修了証を交付したときは、法令等に基づき、交付の日から1か月以内に厚生労働省に報告を行う。

(記録の保存)

第17条 特定行為研修を受けた看護師に関する次に掲げる事項については、指定研修機関の指定を受けている期間、本学において保存するものとする。

- (1) 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日
- (2) 修了した研修に係る特定行為区分の名称
- (3) 特定行為研修を開始した年月日及び修了した年月日
- (4) 修了した共通科目及び区分別科目の内容
- (5) 共通科目及び区分別科目に係る評価

(研修中の事故等)

第18条 研修中の事故等については、本学及び協力施設の定めによるところにより取り扱うものとする。

(損害賠償等)

第19条 履修生は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設・設備等を損傷させた場合は、損害賠償等の責任を負うものとする。

(研修の中断又は中止)

第20条 学長は、履修生が第12条の規定に違反したとき又は履修生としてふさわしくない行為があったときは、管理委員会の議を経て、当該履修生の研修を中断し、又は中止することができる。

(事務)

第21条 特定行為研修に関する事務は、池田事務室において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、特定行為研修に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 本学で実施する研修科目（第4条関係）

<共通科目>

科目	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学	27	2		1	30
臨床推論	35	8	1	1	45
フィジカルアセスメント	39	3	2	1	45
臨床薬理学	35	9		1	45
疾病・臨床病態概論	34	4		2	40
医療安全学/特定行為実践	22	13	9	1	45
合計	192	39	12	7	250

<区分別科目>

特定行為区分	特定行為	時間数				
		講義	演習	実習	評価	合計
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	14	2	各5症例	1	17+ 各5症例
	脱水症状に対する輸液による補正					

別表第2 審査料及び受講料（第9条及び第11条関係）

事項		金額
審査料		9,800円
受講料	共通科目	360,000円
	区分別科目	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
		60,000円

※受験番号
-------

年 月 日

## 山梨県立大学看護師の特定行為研修受講申請書

山梨県立大学長 殿

フリガナ  
志願者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記の研修を受講したいので、関係書類を添えて出願します。

記

受講を希望する特定行為研修科目（受講を希望する区分に○を記入）

共通科目、区分別科目		受講希望 (○を記入)
①共通科目 (どちらかに○を記入)	受講する	
	修了済みなので受講免除を希望する（※既取得科目履修免除申請書（別紙様式5）を提出）	
②区分別科目	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	

【添付資料】（□にチェック。）

- ①履歴書    ②受講志願理由書    ③推薦書    ④看護師免許証の写し  
⑤既修得科目履修免除申請書    ⑥看護師特定行為研修修了証の写し



学歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	※高等学校以上について記載してください。	
職歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
※施設名、診療科を記載してください。		
資格		
研修受講歴		
学会及び社会における活動 (所属学会)		
賞 罰		

※行が不足する場合は、追加して記入してください。

なお、記入された個人情報については、看護師の特定行為研修以外には、利用しません。

## 受講志願理由書

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【研修の志願理由及び研修修了後の抱負等について 1,000 文字以内で記入してください】

# 推薦書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

施設等の名称 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

山梨県立大学看護師の特定行為研修の受講生として、次の者を推薦します。

受講志願者氏名 \_\_\_\_\_

## 【推薦理由】

## 既修得科目履修免除申請書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、以下のとおり看護師の特定行為研修を既に修了しているため、修了証を添えて共通科目の履修免除を申請します。

研修を修了した指定研修機関名	修了認定日
	年 月 日

第6号様式（第10条関係）

## 看護師の特定行為研修に係る履修生 選考結果通知書

年 月 日

受験番号

\_\_\_\_\_ 殿

山梨県立大学長

印

○年度山梨県立大学看護師の特定行為研修に係る履修生選考審査の結果を以下のとおり通知します。

選考結果      合格（不合格）

※合格者が出願にあたって既修得科目履修免除申請書を提出していた場合は、共通科目の履修免除に係る可否について併せて、通知する。

## 誓約書

山梨県立大学長 殿

私は、貴学における看護師の特定行為研修において、その研修期間中、貴学の諸規則及び以下の個人情報の取扱いに関する諸規定を遵守します。また、規律ある行動をとり、研修中に生じた事故や不祥事件については、私が責任を負い貴学には一切迷惑をかけないことを誓約いたします。

### 記

1. 研修中に知り得た個人情報は、研修活動中以外に口外しないこと。
2. 不用意に、患者の診断・治療に関する情報を本人やその家族などに告げないこと。
3. 個人情報を研修に必要な範囲を越えて収集しないこと。
4. 研修記録等（診療記録等に整理されていないメモ、コンピュータに入力されたデータ等を含む。以下同じ。）へ個人情報を記録する際には、当該個人を第三者が特定できないよう、氏名等の記入において注意を払うこと。
5. 個人情報を含む資料（診療記録、検査記録、X線写真等）は、貴学から一切持ち出さないこと。
6. 個人情報を含む研修記録等の管理に関しては、置き忘れ、紛失、盗難等がないよう、細心の注意を払うこと。
7. 研修後に不要となった研修記録等は、個人情報の判別し得ない形で、速やかに破棄又は消去すること。
8. 上記のほか、個人情報の取扱いに関して、貴学の諸規則を遵守し、適切に行うこと。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 研修中断申請書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

履修生氏名 \_\_\_\_\_ 印

以下のとおり看護師の特定行為研修の中断を申請します。

当初の研修予定期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

中断を希望する期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

中断理由

---

---

---

### 【研修再開に関する注意】

- ① 再開を希望する場合は、再開希望日の1か月前までに「研修再開申請書」（第9号様式）を提出してください。
- ② 当初の研修開始日から1年以内に「研修再開申請書」を提出しない場合は研修中止となります。
- ③ 「研修再開申請書」を提出した場合でも、当初の研修開始日から2年以内に研修を修了できないと管理委員会が判断した場合は再開できず研修中止となります。

## 研修再開申請書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

履修生氏名 \_\_\_\_\_ 印

以下のとおり看護師の特定行為研修の再開を申請します。

当初の研修予定期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

中断期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

再開希望日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

再開理由

---

---

---

### 【研修再開に関する注意】

- ① 再開を希望する場合は、再開希望日の1か月前までに本書を提出してください。
- ② 本書を提出した場合でも、当初の研修開始日から2年以内に研修を修了できないと管理委員会  
が判断した場合は再開できず研修中止となります。